

岩手県からのお知らせ

- | | | |
|---|----------------------------------|--------|
| ① | PCB廃棄物の処理について | 1 ページ |
| ② | 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト義務化について | 4 ページ |
| ③ | 太陽光パネルの取扱いについて | 7 ページ |
| ④ | 石綿含有建材の事前調査について | 10 ページ |
| ⑤ | 土地の形質変更届について | 15 ページ |
| ⑥ | 産業廃棄物処理業者格付け・保証金制度について | 18 ページ |
| ⑦ | エコ協力店いわて認定制度について | 20 ページ |

① PCB廃棄物の処理について

PCB廃棄物の処分期限が迫っています。 早く処分を進めてください！

電気・照明機器にPCBが含まれていたら、県まで連絡をお願いします。

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。



コンデンサー



トランス（変圧器）

【確認の仕方】

○電気機器の変圧器やコンデンサーを使用している場合は、会社の電気主任技術者または東北電気保安協会（電気主任技術者業務を東北電気保安協会に委託している場合に限る。TEL019-631-2552）に相談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。



蛍光灯（業務用）の安定器

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、
建物を建築した時期が昭和52年3月以前のもの

【確認の仕方】

○安定器は、昭和52年3月までに建築・改修された建物や屋外の照明器具（蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯など）に使用されている可能性があります。照明機器のメンテナンスをお願いしている電気店に相談等してください。

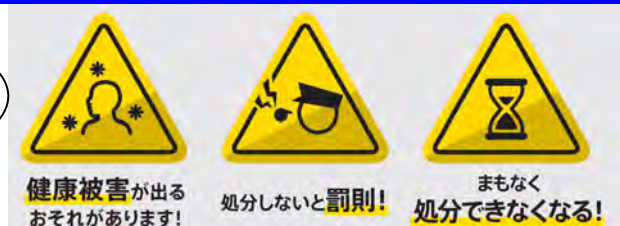
※PCBが含有する安定器が自分で確認する場合

安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。（<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>）

PCBは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年以降、製造や新たな使用は禁止されました。



急いで確認し、県まで
連絡してください！



— 詳しくは裏面をご確認ください。 —

1 岩手県内のPCB廃棄物の処分先と処分期限について

- ・PCB廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
- ・国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）を超えるもの	低濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）以下のもの、 可燃性PCB汚染物は10%（＝100,000ppm）以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道事業所（JESCO） 電話 03-5765-1197	○無害化処理認定施設等 →東北に所在する施設は、下記一覧表のとおり。
期 限	○変圧器・コンデンサー等 <u>令和4年3月31日まで（終了※）</u> ○安定器及び汚染物等 <u>令和5年3月31日まで</u>	○全て <u>令和9年3月31日まで</u>
料 金	上記JESCOに御確認ください。	事業者にご確認ください。

※ 新たに使用・保管されていることを確認した場合は、速やかに県庁資源循環推進課（盛岡市内は盛岡市廃棄物対策課）またはお近くの振興局廃棄物担当まで御連絡ください。

事業者名 （低濃度PCB廃棄物処理） ※東北に所在するもの （洗浄施設を除く。）抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 TEL 0246-63-1231	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 TEL 0186-46-1500	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 TEL 018-877-3027	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 TEL 03-6847-7011	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社 TEL 0178-28-9191	青森県八戸市	○	○	○	○

※◎は10%以下の可燃性PCB汚染物の処理が可能な施設

2 処理費用の融資制度や費用割引制度について

(1) 日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金（PCB廃棄物処分関連）」の融資対象となります。

詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店（TEL019-623-6125）にお問い合わせください。

(2) 中小企業者等に向けた割引制度

高濃度PCB廃棄物を処分する場合は、処分費用の軽減措置があります。

（中小企業：70%、個人・破産者：95%）

詳しくはJESCO（TEL03-5765-1935）にお問い合わせください。

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局廃棄物担当まで】
 県庁資源循環推進課 電話 019-629-5366 FAX 019-629-5369

② 特別管理産業廃棄物多量排出事業者 の電子マニフェスト義務化について

一部事業者に電子マニフェストの使用が義務化されています！

令和2年から特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者
に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用**が義務付けられています！

どんな事業者が対象なの？

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、**前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量50トン以上**の事業者が対象です！（PCB廃棄物は50トンの中に含めません。）

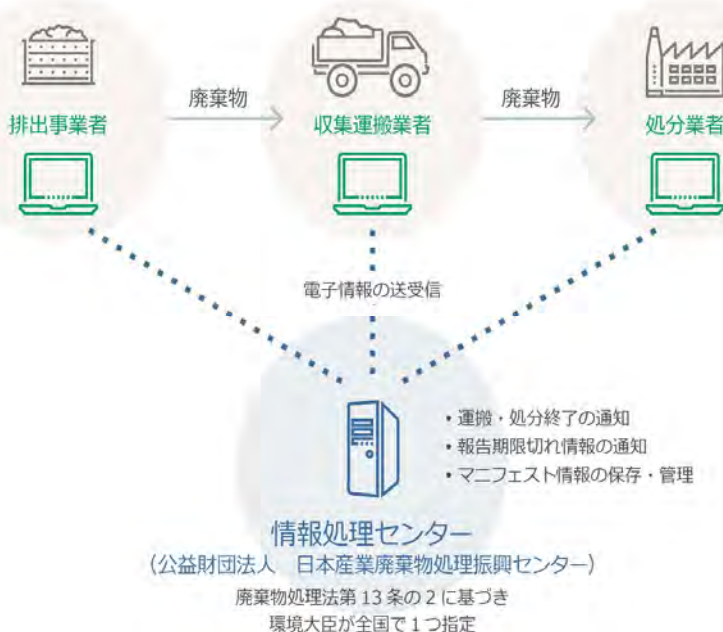
そもそも電子マニフェストって何？

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター※を介したネットワークでやり取りする仕組みです。

※電子マニフェスト制度の詳細及び導入方法などについては、
（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページのお問い合わせフォームより直接お問い合わせください。

左図は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHPから引用

検索 電子マニフェストの仕組み



エコル

電子マニフェストのメリットは？

- ・パソコンのほか、スマホ・タブレットでも情報入力が可能
- ・紙伝票の保管が不要（5年間システムの記録を確認可能）
- ・法定記載事項の記載（入力）漏れがない
- ・毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

電子マニフェストの説明会はあるの？

- ・例年、電子マニフェスト関連説明会を（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが全国各地で開催しています。

 電子マニフェスト 説明会

- ・また、岩手県では毎年電子マニフェストの操作体験も可能な導入実務研修会を（一社）岩手県産業資源循環協会（019-625-2201）に委託して開催しています※。

※今年度は新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、変更となっている場合がありますので、詳しくは（一社）岩手県産業資源循環協会にお問い合わせください。

その他

- ・電子マニフェストを使える業者に委託できない場合などには、紙マニフェストの使用が例外として認められます。
- ・電子マニフェスト使用義務者が、登録することが困難な場合に該当しないにも関わらず、紙マニフェストを交付した場合は、勧告、公表、命令を経て1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる場合があります。



エコル

【お問い合わせは、お近くの広域振興局保健福祉環境部若しくは県庁環境生活部資源循環推進課まで】 岩手県環境生活部資源循環推進課 TEL: 019-629-5366

③ 太陽光パネルの取扱いについて

【岩手県からのお知らせ】

太陽光発電設備の適正な処理について

☀ **太陽光発電設備を処理委託する際の注意点をお知らせします。**

- ・委託する産業廃棄物処理業者の許可品目に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」が含まれていることを確認すること。
- ・鉛等有害物質の含有の有無を伝え、委託契約書や産業廃棄物管理票に「使用済太陽電池モジュール」であることを明記すること。
※ 有害物質の含有の有無については、メーカーに確認するか、一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）のHPを参考にしてください。
- ・太陽電池モジュールは「電気機械器具」に該当するため、埋立処分する場合は管理型最終処分場に処理委託すること。

太陽光発電設備を撤去等する際の注意点

- ☀ **太陽電池モジュールは大部分がガラスで構成され、モジュールが破損していても光があたれば発電します。**
- ☀ **破損した太陽光発電設備の撤去、保管及び運搬を行う際の4つのポイントをお知らせします。**

Point① 感電の防止

- ☀ 太陽電池モジュールは光が当たると発電します。また、太陽光発電設備のパワーコンディショナーや、太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近又は接触すると感電する恐れがあることから、感電を防止するよう十分に注意する必要があります。

【感電を防止するための留意点】

- ・太陽電池モジュールの表面を下にするか、表面を段ボール、ブルーシート、遮光用シート等で覆い、発電しないようにすること。
- ・複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合、ケーブルのコネクタを抜き、ビニールテープなどを巻くこと。その際、乾いた軍手、ゴ

- ム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。
- ・ モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽電池発電設備のケーブルが切れている等、感電の可能性がある場合は、不用意に近づかず、電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けること。
 - ・ 降雨・降雪時には極力作業を行わない等の対策によりリスクを低減させることが望ましい。

Point② 破損等による怪我の防止

- ☀ 太陽光モジュールは大部分がガラスで構成されており、破損による怪我を防止するよう十分に注意する必要があります。

【怪我を防止するための留意点】

- ・ 破損に備えて保護帽、厚手の手袋（革製等）、保護メガネ、作業着等を着用する等によりリスクを低減させることが望ましい。

Point③ 水濡れ防止

- ☀ ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水などの水濡れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあります。

【水濡れ防止のための留意点】

- ・ 保管の際は、ブルーシートで覆う等の水濡れ防止策をとることが望ましい。
- ・ 運搬の際は、荷台をブルーシートで覆う、屋根付きトラックによる運送等の水濡れ防止策をとることが望ましい。

Point④ 立入の防止

- ・ 保管の際は、太陽電池モジュールによる感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促すことが望ましい。

- ☀ 太陽光発電設備の撤去・運搬・処分に関する留意事項の詳細は、環境省が作成した「**太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン**」をご確認ください。

環境省ホームページ URL <http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>

【お問い合わせ先】 岩手県環境生活部資源循環推進課 <TEL> 019-629-5366
又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

④ 石綿含有建材の事前調査について

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。



事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額※²が100万円以上であるもの
- ③ 工作物※³を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

- ※¹ 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合には、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
- ※² 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。
- ※³ 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※⁴に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※⁵

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※⁶

※⁴ 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※⁵ 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望めます。

※⁶ 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、**資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。**



事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。 ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月末現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

■ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

⑤ 土地の形質変更届について

土地の掘削・盛土、宅地造成等の際には 事前の届出が必要です



土壤汚染対策法第4条第1項により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際には、工事着手の30日前までに都道府県知事に届出を行うことが定められています。

届出の対象面積

3,000㎡以上（水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の敷地にあっては900㎡以上）

提出書類

1 届出様式

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）

2 添付書類

- 位置図
- 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
（掘削部分と盛土部分が明記されていること）
- 土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（登記事項証明書等、写し可）
- 土地利用履歴書（任意、様式自由）
- 土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報が記載された書類（任意）

土壤汚染対策法施行規則の改正に伴い、令和4年7月1日より、同意書からこちらに変更となりました。

詳しくはホームページをご覧ください。

岩手県 土地の形質の変更届



土壌汚染対策法に基づく届出・相談窓口（岩手県）

担当窓口	電話番号	管轄地域
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (盛岡市内丸11-1)	019-629-6583	八幡平市、滝沢市、葛巻町、 岩手町、雫石町、矢巾町、 紫波町
県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (奥州市水沢大手町5-5)	0197-48-2422	奥州市、金ヶ崎町
県南広域振興局 保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課 (花巻市花城町1-41)	0198-41-5405	遠野市、西和賀町
県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 環境衛生課 (一関市竹山町7-5)	0191-26-1412	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (釜石市新町6-50)	0193-27-5523	釜石市、大槌町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター 環境衛生課 (宮古市五月町1-20)	0193-64-2218	岩泉町、山田町、田野畑村
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課 (大船渡市猪川町字前田6-1)	0192-22-9814	大船渡市、陸前高田市、 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (久慈市八日町1-1)	0194-66-9681	久慈市、洋野町、野田村、 普代村
県北広域振興局 保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター 環境衛生課 (二戸市石切所字荷渡6-3)	0195-23-9219	二戸市、軽米町、一戸町、 九戸村
盛岡市 環境部 環境企画課 ※ (盛岡市若園町2-18)	019-613-8419	盛岡市
宮古市 エネルギー・環境部 環境課 ※ (宮古市宮町1-1-30)	0193-68-9078	宮古市
花巻市 市民生活部 生活環境課 ※ (花巻市花城町9-30)	0198-41-3545	花巻市
北上市 生活環境部 環境政策課 ※ (北上市上江釣子17-201-2)	0197-72-8282	北上市

※ 盛岡市は中核市、宮古市、花巻市及び北上市は土壌汚染対策法令権限移譲市であることから、取扱いが異なる場合があります。これらの市に提出する場合は、提出先に御確認ください
ようお願いいたします。

⑥ 産業廃棄物処理業者格付け・保証金 制度について

格付け制度とは…

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、環境への先進的な取組等を行っている優良な業者を、県が指定した岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが3段階のランクで認定(格付け)し県民に公表する制度です。

〈対象者〉

岩手県内での業務実績が原則として1年以上ある者

〈認定基準〉

評価表のマネジメント機能及び、施設・設備機能の必須項目を全て満たしていること
評価表の評価項目の※総合評価点数が40点以上であること

〈※総合評価点数の算出方法〉

①収集運搬(積替保管なし)

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.8+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

②収集運搬(積替保管)、中間処理及び最終処分

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.6+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

〈格付け区分〉

★★★★	総合評価点数が80点以上で育成センターに保証金を預託し環境省による制度に対応する項目を全て満たしていること
★★★	総合評価点数が60点以上で★★★★の基準に満たないこと
★	総合評価点数が40点以上で60点未満であること

〈認定申請料:消費税込〉

収集運搬	4万円
収集運搬(積替保管)、中間処理、最終処分のいずれか	6万円
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理又は最終処分	
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理 + 最終処分	8万円
中間処理 + 最終処分	

〈認定の有効期間〉

認定の日から2年後の認定日まで。ただし前回★★★★又は★★の認定を受けた者で、今回★★★の認定を受けた者については認定の日から3年後の認定日まで。

格付け認定されると…

企業体質の見直しと強化ができるとともに、社会的信頼性の向上が期待されます。また、排出事業者が優良な処理業者を選ぶための有効な情報となります。

◎格付け事業者の率先活用方針(県による支援)

岩手県が排出する産業廃棄物(下水道汚泥、工業用水道汚泥、県立病院の医療系廃棄物等)の処理(収集運搬、処分等)は、原則として格付け事業者に委託することとしております。

保証金制度とは…

産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて、あらかじめ一定の保証金を育成センターに預託する制度です。

〈対象者〉

岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可取得者(格付け認定を受けている者若しくは受ける予定の者)

〈保証金(預かり金)〉

一人につき100万円、ただし、(一社)岩手県産業資源循環協会会員は50万円

〈預託方法〉

保証金預託承諾書の交付を受けた日から1週間以内に育成センターの指定する口座に納めていただきます。

保証金預託すると…

事故などにより緊急に産業廃棄物の撤去等が必要な場合には、育成センターから保証金の返還をうけて措置を講ずることができ、委託された産業廃棄物の処理がより確実に行われることを排出事業者にアピールすることができます。

◎格付け制度において、評価表の評価項目として10点加点されます。

格付け申請スケジュール

- 受付期間 毎年4月～5月
 - 格付け認定 毎年6月下旬
- 格付け区分(★★★★★★★)と、保証金預託者を育成センターホームページ等で公表します。

育成センターでは認定(格付け)業者、保証金預託者についてホームページで紹介します。

また、県や盛岡市ホームページの産業廃棄物処理業者名簿に掲載する等、県民、関係機関・団体等に広くPRしております。

格付け、保証金制度は、岩手県知事が(一社)岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

お問い合わせ先

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

(一般社団法人岩手県産業資源循環協会)

〒020-0023 盛岡市内丸16-15(内丸ビル5F)

TEL 019-625-2203

FAX 019-624-1920

URL <http://www.iwuc.jp>

E-mail info@iwuc.jp

⑦ エコ協力店いわて認定制度について

地球にやさしい!

環境にやさしい!

エコ協力店いわて 認定店を利用しよう!

認定店の目印は
こちら!



岩手県3R
推進キャラクター

エコロル

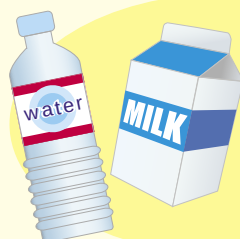
「エコ協力店いわて認定制度」とは?

岩手県と県内の市町村が、環境に配慮し、ゴミの減量化等の目標を立てて取り組んでいる店舗を認定する制度です。

認定店舗では、資源物（食品トレー、ペットボトル、牛乳パック等）の回収や3010運動（宴会30分前と最後の10分は料理を楽しむ時間にする運動）の推進等に取り組んでいます。

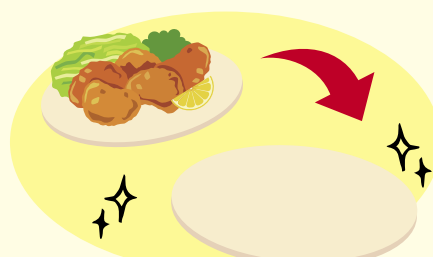


製品の簡易包装または
レジ袋削減の推進



- ・食品トレー
- ・ペットボトル
- ・牛乳パックなど

資源物等の店頭回収



食品ロスの削減

エコ協力店いわて認定店を利用することで、環境に配慮した行動につながり、社会全体としてもゴミの削減、環境負荷の低減につながっていきます。

みなさんもエコ協力店いわて認定店で**環境にやさしいお買い物**をはじめてみませんか?

制度に関するご質問・お問い合わせ・申請書の提出先

特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21 〒020-0021 盛岡市中央通2丁目8-20 アーバンタワーファースト305(☎019-605-8271)
または 岩手県環境生活部資源循環推進課 資源循環担当 〒020-8570 盛岡市内丸10-1(☎019-629-5367)



エコ協力店いわてを調べる

エコショップいわて認定店

小売店やサービス業を営む営業所



エコレストランいわて認定店

飲食店



エコホテルいわて認定店

ホテル・旅館等の宿泊施設



県内の認定店一覧、マップ等は
ホームページからご覧ください。

<https://ecoiwate.jimdofree.com/>



県内各認定店による取り組み例はこちらをご覧ください↓

各QRを読み込んで
調べることができます。

Facebook



Twitter



Reduce (リデュース)

Reduceとは、消費する資源を減らすことをいいます。

主な取り組み内容は

- ギフト包装簡素化の呼びかけ
- エコバッグやレンタカゴの推進
- 詰め替え商品の販売



Reuse (リユース)

Reuseとは、再使用することをいいます。

主な取り組み内容は

- リターナブル瓶を使用した製品の取扱い
- フリーマーケットの開催



Recycle (リサイクル)

Recycleとは、再生利用することをいいます。

主な取り組み内容は

- 使用済み天ぷら油の再資源化（バイオマス燃料等）
- 牛乳パック、ペットボトル、トレイ、電池等の回収



◆ 産業廃棄物に関する問い合わせ先 ◆

岩手県 環境生活部 資源循環推進課 ☎ 019-629-5366、5388	盛岡市 環境部 廃棄物対策課 ☎ 019-651-4111（代表）
盛岡広域振興局（環境衛生課） ☎ 019-629-6563	県南広域振興局（環境衛生課） ☎ 0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0198-41-5405	一関保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0191-26-1412
沿岸広域振興局（環境衛生課） ☎ 0193-27-5523	宮古保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0193-64-2218
大船渡保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0192-22-9814	県北広域振興局（環境衛生課） ☎ 0194-53-4987
二戸保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0195-23-9219	